会議録・平成29年９月12日第３回定例会（第２日）

１．招集の年月日　平成29年８月31日

１．招 集 の 場 所　明 和 町 議 会 議 場

１．開　　　会　９月12日　午前９時00分　議長宣告

１．応 召 議 員　１３名

１番	上 田　清	２番	伊 豆 千夜子
３番	山 内　理	５番	中 井 啓 悟
６番	松 本　忍	７番	江　京 子
８番	樋 口 文 隆	９番	北 岡　泰
10番	阪 井 勇 男	11番	綿 民 和 子
12番	奥 山 幸 洋	13番	乾　健 郎
14番	辻 井 成 人		

１．欠 席 議 員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　浅尾　恵次

議会書記　畑　弘人　朝倉　晶子　松本　章

１．地方自治法第 121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町　長	中井　幸充	副 町 長	寺前　和彦
教 育 長	下村　良次	総務課長	西口　和良
防災企画課長	中谷　英樹	税務課長	松井　友吾
人権生活環境課長	世古口　和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者（兼）会計課長	山口　隆弘	長寿健康課長	菅野　由美
農水商工課長	高橋　浩司	まち整備課長	堀　真
上下水道課長	菅野　亮	斎宮跡・文化観光課長	中野　敦夫
教育総務課長	西尾　仁志	こども課長	世古口　哲哉

農業委員会事務局長　　田中　　一夫

１．会議録署名議員

13番　　乾　　　健　郎　　　　　１番　　上　田　　　清

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　発議第５号　道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

日程第３　発議第６号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

日程第４　発議第７号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

日程第５　発議第８号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

日程第６　発議第９号　学校施設の防災対策充実を求める意見書

日程第７　発議第10号　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

日程第８　発議第11号　受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

日程第９　同意第３号　教育委員会委員の任命同意について

日程第10　同意第４号　教育委員会委員の任命同意について

日程第11　議案第40号　明和町指定金融機関の指定について

日程第12　議案第41号　明和町斎宮きららの森管理条例の制定

日程第13　議案第42号　明和町道路線の廃止及び認定について

日程第14　議案第43号　平成28年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第15　議案第44号　平成29年度明和町一般会計補正予算（第２号）

日程第16　議案第45号　平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正

予算（第２号）

日程第17　議案第46号　平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第18　議案第47号　平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第48号　平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第20　議案第49号　平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第21　認定第１号　平成28年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第22　認定第２号　平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第23　認定第３号　平成28年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第24　認定第４号　平成28年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第25　認定第５号　平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第26　認定第６号　平成28年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第27　認定第７号　平成28年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第28　認定第８号　平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

日程第29　認定第９号　平成28年度明和町水道事業決算認定

日程第30　議案第50号　平成29年度 防-７　津波対策緊急整備事業　大堀川新田津波避難タワー新築工事 請負契約

日程第31　議案第51号　平成29年度 防-８ 津波対策緊急整備事業　北藤原・川尻津波避難タワー新築工事 請負契約

日程第32　議案第52号　平成29年度 管工－５ 宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区　請負契約

（午前　９時　00分）

◎開会の宣言

○議長（辻井　成人）　おはようございます。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、13人であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、平成29年第３回明和町議会定例会第２日目の会議を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井　成人）　日程第１「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

13番　　乾　　　健　郎　議員

１番　　上　田　　　清　議員

の両名を指名します。

◎発議第５号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第２　発議第５号　道路整備に係る補助率等の嵩

上げ措置の継続を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第５号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第５号　道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を採決します。

発議第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第５号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第６号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第３　発議第６号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第６号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第６号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を採決します。

発議第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第６号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第７号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第４　発議第７号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第７号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第７号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を採決します。

発議第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第７号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第８号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第５　発議第８号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第８号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

　これから、発議第８号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を採決します。

　発議第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

　従って、発議第８号は、原案のとおり可決されました。

　さっそく関係機関に送付します。

◎発議第９号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第６　発議第９号　学校施設の防災対策充実を求める意見書を議題とします。

　お諮りします。

　この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

　これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

　従って、提案理由の説明を省略します。

　これから質疑を行います。

　質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第９号の質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第９号　学校施設の防災対策充実を求める意見書を採決します。

発議第９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第９号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第10号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第７　発議第10号　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第10

号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第10号　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を採決します。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第11号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第８　発議第11号　受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで発議第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第11号　受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を採決します。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎同意第３号・４号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

日程第９　同意第３号、日程第10　同意第４号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、日程第９　同意第３号及び日程第10　同意第４号を一括上程し議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　おはようございます。ただいま、一括上程されました、同意第３号と同意第４号について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第３号　教育委員会委員の任命同意については、新たに、辻美穂氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により、ここに議会の同意をお願いするものでございます。

辻氏の経歴を簡略に紹介させていただきます。

辻氏は、町内出身で、奈良芸術短期大学を卒業後、企業でグラフィックデザイナーとして勤務された後、独立され、平成16年から大淀において児童造形教室「アトリエミホ」を開かれました。子どもたちのアート活動を指導し、子育ても行うかたわら、町依頼のイラストやデザインの仕事も請け負っていただきました。

また、子どもたちの教育に大いに関わってこられ、人格も高潔な方であり、地元に貢献していきたいという熱意もお持ちであり、教育委員として適任でありますので、これからの明和町の教育の発展のために、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第４号　教育委員会委員の任命同意については、鈴木壮氏の教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに田川昌之氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により、ここに議会の同意をお願いするものでございます。

田川氏の経歴を簡略に紹介させていただきます。田川氏は、町内出身で、社会人として勤務するかたわら、三重県ソフトボール協会普及委員長及び多気郡ソフトボール協会理事長、また、下御糸スポーツ少年団代表や明和町スポーツ少年団の事務局長兼会計、下御糸地区スポーツ振興会会長を長年務め

られてきました。

また、町のスポーツ振興に大変貢献され、人格も高潔な方であり、また地元に貢献していきたいという熱意もお持ちであり、教育委員として適任でありますので、これからの明和町の教育の発展のために、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、これから、同意第３号　教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第３号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、同意第３号は、同意することに決定しました。

続きまして、同意第４号　教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第４号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、同意第４号は、同意することに決定しました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

○議長（辻井　成人）　ただいま、同意が可決されました、辻美穂様が、お見えになっています。ご挨拶をいただくため、暫時休憩をしたいと思います。

なお、田川昌之様におかれましては、所用のため本日お越しいただくことができない旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

（午前　９時　10分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時　18分）

◎議案第40号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第11　議案第40号　明和町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま上程されました、議案第40号　明和町指定金融機関の指定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関として、平成30年２月１日から株式会社百五銀行を指定したいので、地方自治法第235条第２項及び同法施行令第168条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

会計課長。

○会計管理者（兼）会計課長（山口　隆弘）　失礼いたします。

それでは、議案第10号 明和町指定金融機関の指定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の３ページをご覧ください。

明和町の指定金融機関として、平成30年２月１日から株式会社百五銀行を指定するものでございます。

それでは、指定に係る経過を説明させていただきます。

本町におきましては、昭和40年４月１日より、多気郡農業協同組合を指定金融機関に指定し、以来、変更することなく今日に至っております。しかしながら、50年以上が経過する中、金融機関及び地方公共団体をとりまく情勢は大きく変化しており、この度、行財政改革の一環として、指定金融機関のあり方についても、見直しをすることといたしました。

この度の見直しにあたりましては、プロポーザル方式により各金融機関より調査票により提案をいただき、関係課長等で構成します、明和町指定金融機関選定委員会におきまして、ヒアリングを行い選定を行いました。

また、金融機関の健全性につきましては、専門家に分析を依頼し報告をいただき、参考といたしました。

議会資料の11－１をご覧ください。

結果といたしまして、株式会社百五銀行がもっとも高得点で、指定金融機関の候補者として選定いたしました。

主な提案内容のとおり当行は、県内の指定金融機関の実績も十分あり、取引内容につきましても、指定金融機関として適切であると考えますので、地方自治法に基づきまして、本議案を提出させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人） 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第40号　明和町指定金融機関の指定についてを採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第12　議案第41号　明和町斎宮きららの森管理条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま上程されました、議案第41号　明和町斎宮きららの森管理条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町斎宮きららの森の維持及び公共の安全のため、地域内の行為について、必要な制限を設け、適正な利用を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（高橋　浩司）　失礼します。

議案書の４ページから９ページをご覧いただきたいと存じます。

この度の制定は、今年６月の議会において、明和町斎宮きららの森広場など使用規則として、お認めいただいたものですが、改めて精査した中で、公の施設を管理する時、規則や禁止事項を定める場合、条例で定めなければならないということであり、条例として制定するものでございます。

条例名は、明和町斎宮きららの森管理条例でございます。

第１条は、目的で、斎宮きららの森の維持管理及び公共の安全のため、必要な制限を設け、適正な利用を図ることです。

第２条は、名称及び位置で、名称は、明和町斎宮きららの森とし、位置については、別表のとおりとなっております。

第３条から第７条は、使用関係の規定。

第８条は、使用者の遵守事項の規定。

第９条は、使用許可の取消し等。

第10条は、使用者による汚損等の際の届け出。

第11条は、原状回復の義務。

第12条は、損害の帰属。

第13条は、損害賠償の規定です。

第14条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○９番（北岡　泰）　よろしくお願いします。

条例については、問題ないなというふうに思うんですけども、遵守事項のところで、ちょっと確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたしま

す。

第８条の第３項に、動物をみだりに捕獲又は殺傷しないこと。というふうに書かれております。

私、日曜日に多気町のほうからですね、きららの森のほうに条例があるということで、一遍あがってみましたけれども、あがる手前にイノシシ注意という看板がございまして、イノシシがですね、あのきららの森で暴れておったら、それはどういうふうに対応されるのか。みだりに捕獲をしないのか、殺傷しないのかと。子ども、遊んでいる人たちに危害を加えそうな時に、どんなふうに対応していくのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、マムシが出るというお話も聞いたことがございますが、これにどういうふうに対応していくのか。これも殺傷したり、捕獲したりしてはいけないのか。そこら辺のご意見をお伺いしたいと思います。

９番目の無人航空機、ドローン、ラジコン等ということで、書いてあります。お話は非常にわかると思いますけども、私これまでも幾度か、このラジコンとドローンの練習におみえになっている方を、お見かけしたことがございますし、日曜日もヘリコプターのラジコンを飛ばしてみえた方が、おみえになりましたけれども、そこの管理をどういうふうにされていくのか、考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、ドローンについてですね、この前、防災の企画のほうでも、ドローンを一遍飛ばしてみたいなお話があったような気がするんですけれども、岡山県のですね、和気町というところは、小型無人機ドローンの操縦者の養成スクールを誘致し、運営会社と地域経済の活性化などに関する包括連携協定を、この９月１日に結んだという新聞記事がございまして、この運営関係の会社というのは、これに応じたようにですね、91社、全国にあるそうで、国土交通省のホームページに、この９月１日、同じようにですね、掲示をされたという流れがございます。

ドローンについてはですね、防災のほうでも活用していきたいという考え

方がありますので、きららの森で飛ばすのがいいのか悪いのか、私はわかりませんけれども、そこら辺の考え方ですね、あっちこっちで飛ばしたらいかんというて、規制をかけておりますが、それに対し、この岡山の和気町は、反対にそれを逆手にとって、養成をしてきちんと測量だとかですね、安全運行の管理者資格をとれるようにするとか、いろんなことを考えていきましょうということで、包括協定を組まれているし、それを地域の活性化に変えていこうというふうな考え方で、町長さんが発表されておりますが、そこら辺の考え方を、もう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻井　成人）　農水商工課長。

○農水商工課長（高橋　浩司）　北岡議員より、主に３点、ご指摘があったかと思います。

まず、動物をみだりに捕獲または殺傷しない。このことに関しましては、まず議員おっしゃられたように、イノシシが周辺に多く発生というか、出没というか、されております。

ただ、そのイノシシに関しまして、捕獲、殺傷は、当然許可が要ることでありまして、一般の方がそれをすることはできないということで、また、動物全般に関しまして、例えば小動物、リスであるとか、イタチであるとか、その周辺におるかどうかわかりませんけれども、ウサギであるとか、子どもたちが遊んで、それを可愛いからといって、家に持ち帰っちゃうとか、遊び半分でいたずらで、痛めつけてしまうとか、そういったことを想定しておるわけなんですけども、なかなか捕獲の許可が要るとか、小動物に関して、こういうことはしてもらっては困りますとか、家に持ち帰らないでくださいとか、そういった事細かいことを書くには、なかなか難しくありましたので、この時点ではこういう表現をさせてもらいまして、みだりに捕獲又は殺傷しないことと、そういった表現をさせてもらっておる次第でございます。

次に、マムシ、最近、議員さんの中で、きららの森へ行ったけど、マムシがおったぞよというふうな話を聞きました。先日の委員会の全協で、木製遊

具の提案、説明をさせてもらいました。その中で、当然、今後設置するということになれば、周辺に子どもたちが多く集まると思います。

日常、作業員さんたちが、きららの森の管理をしていただいておるということもありまして、そのマムシのことに関しましても、早速、話をさせてもらって、注意するようにということと、木製遊具を設置した後に関しては、特に周辺で子どもたちが寄るようなところに対して、子どもに害のない、効果的なものが、どういうものがあるのか、殺虫剤というのか、退避剤というのか、そういうものを検討していきたいと考えております。

３つ目の無人飛行機、ドローン等、おっしゃるように、私も土曜日、日曜日、子どもを連れて遊びに行ったりします。その際に、ラジコン、エンジン式のヘリコプターとか、飛行機、また、ドローン等の練習というか、遊びというか、たくさん来られておることは承知しております。

今はその方々も、子どもらと一緒に、私、遊びに行くと、子どもらが来たで帰ろうかみたいな感じで、一応共存共栄というか、モラルを考えてもらって、何か風で、突風でふけてコントロール不能になった時に、子どもらにあたっちゃっては危ないよなという、そういうような考えの中で、おられるように思われます。

近くに行くと、自主的に帰られたりしています。今回、この条例、規則を制定させてもらう時に、杓子定規に、何でもかんでも規制、規制でいいのかというのは、非常に悩みました。

北岡議員ご指摘されたように、逆にある特定の曜日は、自由に使っていいよと。逆にこの日は、その日だから一般の人は遠慮してねとか、そういうことも考えておるところなんですけども、今後、使用許可というのを、これ付けておりますので、例えばドローンの大会とか、練習の日に使いたいとかということであれば、その許可をもってですね、使っていただくという形は、この今の条例でもできるようになっておりますので、今後の展開に関しましては、遊具を置き、その状況を見ながらですね、考えていきたいと思ってお

りますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（辻井　成人）　よろしいの、ドローンの活用とか。そういうこともあったと思うんですけども、それは執行部としては、どちらの方がお答えするんですか。

町長。

○町長（中井　幸充）　ドローンの活用につきましては、先ほど防災関係とかですね、今はなんていうんですか、宅配便にまで拡大をしているという状況の中ではですね、非常にこれからの１つのおっしゃるように、何とか地域に結びつけられるような、そういう手立てがあるのかないのか。これはちょっと研究してみないとわかりませんが、先ほど担当課長が言いましたように、１つはロケーションも良いわけでありますし、そういった意味では、あの場、きららの森を活用してですね、そういう訓練ができるような、そういう手立てもですね、一応ですね、検討する中で、幅広くきららの森が活用できるようにですね、少し知恵を絞ることも必要かなと、そのように思っております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○９番（北岡　泰）　質問ではございませんけれども、無人機ドローン、これ使用しないことと書かれておりますので、逆にどっかにですね、許可を得てというふうに、きちんと書いていただかないと、そこら辺の課長さんの答弁と、整合性がつかないのかなと。

初めに書いてある、使用の許可等のところに、このドローンというのは、当てはめるのも、ちょっと難しいのかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方を、整理だけしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（辻井　成人）　よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第41号　明和町斎宮きららの森管理条例の制定を採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第13　議案第42号　明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前　和彦）　ただいま上程されました、議案第42号　明和町道路線の廃止及び認定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既に完成したいつきのみや地域交流センターの建設に伴い、町道路線の廃止及び認定を行う必要が生じたため、道路法第10条第３項の規定及び道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでご

ざいます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（堀　真）　失礼いたします。

議案第42号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明をさせていただきます。

議会資料の９－１－１をご参照していただきたいと思います。

こちらが廃止路線の表になっております。１路線を廃止させていただくものでございます。

次に、資料９－１－３、こちらが認定路線表になっております。１路線を認定させていただくものでございます。

廃止と認定、関連がございますので、両方の資料をご参照していただきたいと思います。

廃止路線ですが、９－１－２、いつきのみや地域交流センターの竣工に伴い、区間の起点箇所が変更に伴い、こちらの路線をいったん廃止をさせていただきまして、再度認定をさせていただくものでございます。

よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

〇議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第42号　明和町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

〇議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程～採決

〇議長（辻井　成人）　日程第14　議案第43号　平成28年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長（寺前　和彦）　ただいま上程されました、議案第43号 平成28年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成28年度の水道事業決算における未処分利益剰余金１億4603万5,236円について、資本金への組入れ及び減債基金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議

の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野　亮）　失礼します。

議案第43号　平成28年度明和町水道事業会計末処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

平成28年度の水道事業決算における、未処分利益剰余金１億4,603万5,236円のうち、資本金への組み入れが１億1,393万5,649円でございます。

これは平成28年度決算の資本的支出に対して、減債積立金及び建設改良積立金を充当した分、これを資本金に組み入れるものでございます。

また、減債積立金の積み立て3,209万9,587円でございますが、これは平成28年度決算における純利益分、これを起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき議会の議決をお願いしますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで議案第43号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わ

ります。

これから、議案第43号　平成28年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

〇議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号から議案第49号の一括上程

〇議長（辻井　成人）　お諮りします。

日程第15　議案第44号から、日程第20　議案第49号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、

日程第15　議案第44号　平成29年度明和町一般会計補正予算（第２号）

日程第16　議案第45号　平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第２号）

日程第17　議案第46号　平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第18　議案第47号　平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第48号　平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第20　議案第49号　平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第１号）

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま一括上程されました、議案第44号から議案第49号について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第44号　平成29年度明和町一般会計補正予算（第２号）については、総額で２億6,130万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、財産管理費で、庁舎の安全管理及び犯罪防止のための防犯カメラ設置工事費、企画費で、地域おこし協力隊報酬、ふるさと納税関係経費、ご当地ナンバーのアンケート抽出委託料、戸籍住民基本台帳費で、番号制度システム整備に係る電算委託料を、それぞれ追加補正でお願いしています。

また、選挙費で、宮川用水土地改良区総代選挙が、無投票となったことに伴う関係経費の減額補正をお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で、水田土地利用活性化支援助成金、農地費で、斎宮きららの森遊具設置工事費と町単土地改良事業補助を、追加補正でお願いしています。

土木費では、道路橋梁維持費で、幹線･一般道路の維持修繕費、公共施設等適正管理推進事業で、幹線道路維持補修工事費を、追加補正でお願いしています。

教育費では、学校運営費で就学援助システム新入学用品の運営変更に伴う委託料等を、追加補正でお願いしています。

諸支出金では、ふるさと寄附基金への積立金を、追加補正でお願いしています。

これに対して、歳入では、主な財源といたしまして、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第45号　平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）については、歴史的風致維持向上計画推進費で中部歴まちサミット開催に係る経費や斎宮跡排水対策としての排水路改修工事費、また、日本遺産活用推進費で推進協議会の運転資金のための交付金等を、追加補正でお願いしています。

次に、議案第46号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、退職者医療交付金の確定に伴う返還金等を、追加補正でお願いしています。

次に、議案第47号　平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、公共下水道事業費の実績に伴う過誤納付還付金を、追加補正でお願いしています。

次に、議案第48号　平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、介護予防サービス給付費から、介護予防・生活支援サービス事業費への組換えと、過年度国県等支出金返還金等を、追加補正でお願いしています。

次に、議案第49号　平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、実績に伴う保険料還付金等を、追加補正でお願いしています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第44号の詳細説明

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第44号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の７ペ

ージ、歳出、第２款・総務費からお願いしたいと思います。よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（西口　和良）　失礼します。

それでは、第２款・総務費、１目・一般管理費で５万4,000円の追加をお願いをいたしています。

隣のページ、８ページでございます。

８節・報償費で、５万4,000円は職員研修費講師謝金でございます。これは、この４月、５月に庁舎の窓口で、来庁者による職員等への威嚇行為が連続したことから、これらの行為に適正に対応するために行う、職員研修の講師への謝金でございます。

全職員を対象した研修で、１日２回分をお願いいたしております。

次に、５目・財産管理費で130万円の追加をお願いいたします。

隣、15節・工事請負費は、防犯カメラ設置の工事費で、130万円でございます。これは先ほど庁舎カウンター等での威嚇行為等に対応するため、庁舎の安全管理や、犯罪の抑止のために、庁舎内のロビーやカウンターが見渡せる箇所に、防犯カメラを設置するものでございます。撮影用のカメラ５台と、録画用のレコーダー１台分の設置でございます。

以上です。

○議長（辻井　成人）　防災企画課長。

○防災企画課長（中谷　英樹）　６目・総合行政システム費は83万9,000円の増額となります。

13節・委託料、社会保障・税番号制度システム改修料は、83万9,000円で、平成30年７月から始まる年金情報との連携対応に伴うシステム改修費用となります。

７目・企画費でございます。１億561万3,000円の増額となります。右側１節・報酬につきましては、174万4,000円でございまして、当初、地域おこし協力隊員１名分について、予算計上いたしておりましたが、10月１日から１

名を採用することになりましたので、半年分の報酬について、増額をお願いするものでございます。

８節・報償費は、6,125万円の増額となります。ふるさと寄附謝礼は、返礼額を５割から３割以内に改正し、歳入見込みの30％、6,000万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、協力隊活動報償金は125万円の増額で、新たに１名を採用することにより、増額となります。

11節・需用費は、14万1,000円の増額をお願いするものでございます。消耗品費は10万円で、ふるさと納税に伴う事務消耗品費用でございます。印刷製本費は、４万1,000円で、ご当地ナンバーのアンケート用封筒の印刷費用でございます。

12節・役務費は、4,228万7,000円の増額をお願いするものでございます。通信運搬費といたしまして、1,303万7,000円、ふるさと寄附ワンストップ特例などの送付費用となります。手数料は2,925万円で、ふるナビポイント管理料と、ヤフー等の決済手数料となります。

13節・委託料は、19万1,000円で、ご当地ナンバーアンケートの抽出を委託する費用となります。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也）　項３・戸籍住民基本台帳費、１目・戸籍住民基本台帳費の13節・委託料の272万3,000円は、番号制度電算システム改修整備費で、これは通知カードやマイナンバーカードへの旧姓を併記できるようにするためのシステムの改修整備でございます。

国の女性の活躍を推進するための取り組みといたしまして、政令などの改正が行われることに伴うものでございます。費用の国からの補助率は10分の10でございます。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（西口　和良）　４項・選挙費でございます。３目・宮川用水土地改良区総代選挙費で、63万1,000円の減額をお願いいたします。これは６月６日執行の宮川用水土地改良区総代選挙、明和選挙区が無投票になったことに伴う不用額の減額について、お願いをするものでございます。

隣のページ８ページ、１節・報酬は、投票管理者等の報酬で、総計24万円の減額。３節・職員手当は26万1,000円の減額。

10ページでございます。８節・報償費は、携帯電話謝礼で3,000円の減額、９節・旅費は２万4,000円の減額。11節・需用費は、燃料費等４万7,000円の減額。12節・役務費は、郵送料２万6,000円の減額。13節・委託料は、計数器等調整委託料１万2,000円の減額。14節・使用料及び賃借料は、投票所借上料１万8,000円の減額でございます。

○議長（辻井　成人）　教育総務課長。

○教育総務課長（西尾　仁志）　９ページの款３・民生費、項２・児童福祉費、３目・保育施設管理費で、５万3,000円の補正額を計上しております。

10ページをご覧いただきますと、18節・備品購入費で、施設用備品といたしまして、５万3,000円を計上しております。これにつきましては、なりひら保育所におきまして、肢体不自由児用養護椅子及び机を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　農水商工課長。

○農水商工課長（高橋　浩司）　６款・農林水産業費、１項・農業費、３目・農業振興費、19節・負補交で311万円の増額補正をお願いしております。

委員会でもご説明させていただきましたが、明和町水田土地利用活性化支援助成におきまして、町内の農業者より４件の相談があり、内容を精査した中で、予算不足分を補正にてお願いしておるものでございます。

次に、５目・農地費で、265万円の増額補正をお願いしております。

15節・工事請負費にて、155万円を計上させていただいております。こち

らは斎宮きららの森遊具設置工事といたしまして、より効果的で集客力を発揮できるよう、遊具の充実を図るため、補正にて計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、19節・負補交で、町単土地改良事業補助で110万円を計上いたしております。今年５月に、明和土地改良区の大淀南区の揚水機が故障し、使用不可能となり、来年の４月の田植え時期までに改修する必要があることから、改修事業において、増額補正を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　まち整備課長。

○まち整備課長（堀　真）　８款・土木費、道路橋梁費で、5,360万円の増額補正をお願いさせていただいております。

15節・工事請負費、道路橋梁維持費で740万円を計上させていただいております。町内３箇所、川尻の橋梁補強、明星の駅近くの町道下の排水路、竹川県道鳥羽松阪線交差点部の町道部分の修繕を予定させていただいております。

次に、同じく工事請負費で、公共施設等適正化推進事業で4,620万円をお願いさせていただいております。６月の委員会で、概要を説明させていただきまして、９月の委員会、全協等でご説明させていただきました、明和中央線勝見地内、また勝見・上村線、上野のコンビニより斎宮幼稚園に向けて施工させていただきたいと考えております。

次のページ、11ページめくっていただきまして、５項・住宅費、１目・住宅管理費、11項・需用費の施設等修繕費で、60万8,000円を計上させていただいております。

内訳といたしまして、南野小集落並びに上御糸団地におきまして、退去者が出て、空きが発生してまいりましたので、新規募集を実施するにあたり、室内清掃並びに畳の表替え、クリーニング等を実施させていただく経費及び公営住宅の水廻り等の補修費のほうをあげさせていただいておるような次第

でございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長（辻井　成人）　こども課長。

〇こども課長（世古口　哲哉）　10款・教育費、１項・教育総務費の３目・学校運営費で121万2,000円の増額補正をお願いしています。

13節・委託料の電算委託料で121万2,000円の増額ですが、これは就学援助のうちの新入学の児童・生徒の学用品費について、これまで入学後に支給していましたが、実際に出費がある時期に、ご家庭の負担軽減を図ることを目的として、３月に前倒しして支給できるよう、システムの改修を行うための費用として計上したものでございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長（辻井　成人）　教育総務課長。

〇教育総務課長（西尾　仁志）　同じく11ページの２項・小学校費、１項・学校管理費で、16万9,000円の計上をしています。

12ページで施設等修繕料といたしまして、16万9,000円を計上しておりますけども、これにつきましては、斎宮小学校のエレベーターで、エレベーター管理会社が24時間の監視をしておりますけれども、それが故障したことにより、いざという時に、中に入っている方の安全が保てないために、遠隔装置用の回線を修繕するものでございます。

〇議長（辻井　成人）　総務課長。

〇総務課長（西口　和良）　13款・諸支出金、１項・基金費、15目・ふるさと寄附基金積立金で9,000万円の追加補正をお願いいたします。

これは現在のふるさと寄附金への寄附状況から、今後想定される寄附金を見越して、暫定的に9,000万円を基金に積み立てるものでございます。

以上です。

〇議長（辻井　成人）　歳出の説明が終わりましたので、続きまして、５ページ、歳入をお願いしたいと思います。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷　英樹）　５目・総務費国庫補助金は325万3,000円の増額となります。

１節・総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム導入補助といたしまして、53万1,000円の歳入を見込むものでございます。

○議長（辻井　成人）　人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口　和也）　続きまして、その直ぐ下の番号制度システム整備費補助の272万2,000円は、歳出でも説明させていただきましたが、通知カードやマイナンバーカードへの旧姓を併記できるようにするためのシステムの改修整備で、国からの補助金でございます。

○議長（辻井　成人）　防災企画課長。

○防災企画課長（中谷　英樹）　１目・総務費寄附金でございます。１節・総務費寄附金は２億円の増額となります。平成29年度当初、寄附額１億円を想定しておりましたが、４月から８月までの実績によりまして、２億円を補正するものでございます。

○議長（辻井　成人）　長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野　由美）　18款・繰入金、１項・特別会計繰入金、１目・介護保険特別会計繰入金で1,421万2,000円の増額をお願いしております。

１節・介護保険特別会計繰入金1,421万2,000円は、前年度の介護保険特別会計への繰出金の精算による繰入金でございます。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（西口　和良）　19款・繰越金、１目・繰越金で576万7,000円の追加補正のお願いをいたします。これは前年度繰越金で出納閉鎖により額が確定したことによるものでございます。

続きまして、20款・諸収入、２目・雑入で、６ページ上ですが、63万2,000円の減額でございます。内容といたしまして、宮川用水土地改良区総代選挙が無投票になったことに伴います委託金の減でございます。

○議長（辻井　成人）　長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野　由美）　同じく雑入の社会福祉費協議会等各種事業委託返還金4,000円は、前年度の軽度生活援助事業の精算による返還金でございます。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（西口　和良）　21款・町債、１項・町債で、１目・総務債、１節・臨時財政対策債で280万円の減額補正をお願いいたします。これは臨時財政対策債の確定に伴う減額でございます。

　続きまして、３目・土木債、１節・道路整備事業債で、4,150万円の追加補正をお願いいたします。これは公共事業等適正管理推進事業の確定に伴う増額でございます。

　以上です。

○議長（辻井　成人）　続きまして、議案書の17ページ、第２表　地方債補正をお願いします。

　総務課長。

○総務課長（西口　和良）　それでは、第２表　地方債補正の詳細説明を申し上げます。

　まず追加でございます。

　起債の目的は、公共施設等適正管理推進事業です。限度額は4,150万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

　次に、18ページをご覧ください。

　変更でございます。起債の目的は、臨時財政対策債です。補正前の限度額は３億3,680万円で、補正後は３億3,400万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、ご覧のとおりで変更はございません。

　以上でございます。

○議長（辻井　成人）　以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

◎議案第45号の詳細説明

○議長（辻井　成人） 続きまして、議案第45号の説明を、歳出の説明をお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野　敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

まず歳出から説明いたします。

予算書は７ページ、８ページでございます。

７ページの１款・総務費、１項・総務管理費、４目・歴史的風致維持向上計画推進費で、補正額は1,570万円でございます。主な内容は、排水路改修工事、ライトアップ整備工事等、10月18日、19日にいつきのみや地域交流センターで開かれます、中部歴まちサミット開催に伴う増額補正でございます。

右の８ページをご覧ください。

８節・報償費で６万7,000円の追加です。内訳は、中部歴まちサミット講師謝金及び記念イベントに出演するいつきの舞いへの謝金、それから、各種首長さんに着ていただく、古代衣装の制作者への謝金の追加です。

９節・旅費は、中部歴まちサミット講師先生の旅費8,000円の追加です。

11節・需用費で、消耗品10万円の追加は、中部歴まちサミット開催に伴う消耗品です。

13節・委託料で、92万円の追加です。歴まちサミット会場設営委託費で45万9,000円、ライトアップ整備に伴う設計管理委託費で46万1,000円の追加です。

14節・使用料及び賃借料で、15万円の追加です。これは中部歴まちサミットの視察研修に使用しますマイクロバス３台分の借上費でございます。

15節・工事請負費で、1,433万円の追加です。これは竹川地内の排水でご

ざいますけども、現在、幹線用水路に流入している排水を、用排水を分離するため改修をして、祓川に流す工事費。それと平安の杜３棟の復元建物のライトアップする整備工事費でございます。

18節・備品購入費で、12万5,000円の追加で、中部歴まちサミットなどの会議で使用するワイヤレスマイクなど、地域交流センターで不足しております備品を購入する費用でございます。

７ページで、５目・日本遺産活用推進費で300万円の増額でございます。右８ページで、13節・委託費200万円の減額で、これは近鉄電車のラッピングの費用が、当初、町単費で計上しておりましたが、明和町日本遺産活用推進協議会が行う補助事業として、国から認めていただきましたので、減額するものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で、日本遺産活用推進協議会の交付金の500万円の追加です。国からの補助金の概算払いが遅れるため、運転資金の増額でございます。

○議長（辻井　成人）　続きまして、歳入をお願いします。

○斎宮跡・文化観光課長（中野　敦夫）　歳入で、予算書は５ページ、６ページをお願いいたします。

４款・繰越金、１項・繰越金、１目・繰越金1,870万円でございます。前年度繰越金でございます。

斎宮跡会計の詳細説明は、以上でございます。

○議長（辻井　成人）　以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。

◎議案第46号の詳細説明

○議長（辻井　成人）　続きまして、議案第46号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

〇長寿健康課長（菅野　由美）　それでは、国民健康保険特別会計の補正予算第２号の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

国保の７、８ページをご覧ください。

９款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、１目・一般被保険者保険税還付金で、150万円の増額補正をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料150万円は、過年度保険税還付金でございます。

３目・償還金で460万円の増額補正をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料460万円は、平成28年度退職者医療交付金確定によります返還金でございます。

次に、歳入を説明させていただきますので、国保の５ページ、６ページをご覧ください。

歳出に伴う、11款・繰越金、１項・繰越金、１目・繰越金610万円の増額補正でございます。１節・繰越金は、前年度繰越金で、歳出に伴う610万円の補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長（辻井　成人）　以上で、議案第46号の詳細説明を終わります。

◎議案第47号の詳細説明

〇議長（辻井　成人）　続きまして、議案第47号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長（菅野　亮）　失礼します。

公共下水道事業特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

公共下水道事業特別会計の７ページ、８ページをご覧ください。

１款・事業費、１項・公共下水道事業費、１目・公共下水道総務費で、４万円の追加をお願いしております。

23節・償還金利子割引料で４万円の追加で、これは下水道使用料の過年度分における過誤納付に対する還付金でございます。当初予算で１万円の頭出しをしておりましたが、実績により予算の不足が生じましたので、７月までの実績に基づき、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

５款、１項、１目・繰越金で、４万円の追加をお願いします。歳出の増額に対する財源として、追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　以上で、議案第47号の詳細説明を終わります。

◎議案第48号の詳細説明

○議長（辻井　成人）　続きまして、議案第48号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野　由美）　それでは、介護保健特別会計の補正予算第１号の詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきますので、介護の７、８ページをご覧ください。

１款、１項、１目・一般管理費で、547万6,000円の増額をお願いしており

ます。　23節・償還金利子及び割引料547万6,000円の増額は、前年度の介護給付費及び地域支援事業の精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

２款、２項、１目・介護予防サービス給付費で、1,322万4,000円の減額補正をお願いしております。　19節・負担金補助及び交付金、1,322万4,000円の減額は、介護予防給付費で、新総合事業開始に伴う事業移行による、３款への組替えでございます。

３項・その他諸費、１目・審査支払手数料で、６万3,000円の減額補正をお願いしております。　12節・役務費６万3,000円の減額は、介護報酬支払手数料で、新総合事業開始に伴います事業移行による、３款への組替えでございます。

３款・地域支援事業、１目・介護予防生活支援サービス事業費で、1,296万円の減額補正をお願いしております。

13節・委託料26万4,000円の減額は、社会福祉協議会に委託しております、通所型サービスＣ事業委託、シニアチャレンジ教室事業費の委託内容の変更によるものでございます。

19節・負担金補助及び交付金1,322万4,000円の増額は、介護予防生活支援サービス費で、新総合事業開始に伴います事業移行による、２款からの組替えでございます。

２目・介護予防ケアマネジメント事業費は、支出科目の組替えをお願いしております。介護予防支援計画ケアマネジメント料212万4,000円を、13節・委託料から19節・負担金補助及び交付金への組替えでございます。

２項・一般介護予防事業費、１目・一般介護予防事業費は、26万4,000円の増額補正でございます。13節・委託料26万4,000円の増額は、筋力・能力アップ教室事業の委託内容の変更による増額です。

９ページ、10ページにお進みください。

６項・その他諸費、１目・審査支払手数料は、６万3,000円の増額補正で

ございます。12節・役務費６万3,000円の増額は、審査支払手数料で、新総合事業開始に伴う事業移行により、２款からの組替えでございます。

５款・諸支出金、２項・繰出金、１目・一般会計繰出金で、1,421万2,000円の増額をお願いしております。28節・繰出金1,421万2,000円は、前年度の介護給付費、地域支援事業及び事務費の町負担金の精算によるもので、一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、介護の５ページ、６ページをご覧ください。

２款・国庫支出金、１項・国庫負担金、１目・介護給付費国庫負担金で、331万9,000円の増額をお願いしております。２節・過年度分介護給付費国庫負担金331万9,000円の増額は、前年度の介護給付費負担金の精算による、国から追加負担金でございます。

３款・支払基金交付金、１項・支払基金交付金、２目・地域支援事業支援交付金で34万1,000円の増額をお願いしております。２節・過年度分34万1,000円は、前年度の地域支援事業支援交付金の精算による、社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金でございます。

７款・繰越金、１項・繰越金で、1,394万4,000円の増額をお願いしております。前年度の繰越金でございます。これは歳出に伴うものでございます。

８款・諸収入、３目・雑入で、208万4,000円の増額をお願いしております。１節・雑入108万4,000円の増額は、前年度明和町社会福祉協議会に委託しました、地域支援事業任意事業及び地域包括支援センター出向職員の人件費の精算に伴う社協からの返還金でございます。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　以上で、議案第48号の詳細説明を終わります。

◎議案第49号の詳細説明

〇議長（辻井　成人）　続きまして、議案第49号の説明を、歳入、支出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

〇長寿健康課長（菅野　由美）　後期高齢者医療特別会計の補正予算第１号の詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきますので、後期の７ページ、８ページをご覧ください。

４款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、１目・保険料還付金、30万円の増額補正をお願いしております。23節・償還金利子及び割引料30万円の増額は、保険料還付金見込みによる増でございます。

４款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、２目・還付加算金２万円の増額補正をお願いしております。23節・償還金利子及び割引料２万円の増額は、保険料還付加算金の見込みによる増でございます。

次に、歳入です。

後期の５ページ、６ページをご覧ください。

４款・繰越金、１目・繰越金で、32万円の増額をお願いしております。１節・繰越金32万円の増額は、歳出の増額に伴う前年度繰越金でございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長（辻井　成人）　以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、９月20日に行うことにします。

〇議長（辻井　成人）　お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

隣の時計で10時30分まで。

（午前　10時　20分）

○議長（辻井　成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　10時　30分）

◎認定第１号から認定第９号の一括上程

○議長（辻井　成人） お諮りします。

日程第21　認定第１号から日程第29　認定第９号を一括上程し、議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（辻井　成人） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第21　認定第１号　平成28年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第22　認定第２号　平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第23　認定第３号　平成28年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第24　認定第４号　平成28年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会

計歳入歳出決算認定

日程第25　認定第５号　平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第26　認定第６号　平成28年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第27　認定第７号　平成28年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第28　認定第８号　平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

日程第29　認定第９号　平成28年度明和町水道事業決算認定

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま一括上程されました、認定第１号から認定第９号まで、平成28年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、７つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業決算について、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、７月12日から13日間の日程で審査を受けました関係書類を、監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、その概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、平成28年度の決算額の概要でございますが、一般会計の決算規模は、歳入総額94億3,201万6,000円、歳出総額89億3,522万8,000円で、歳入歳出差引額は４億9,678万8,000円となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか６つの特別会計を合わせまして、歳入総額77億5,824万1,000円、歳出総額73億1,851万7,000円で、歳入歳出差引額は４億3,972万4,000円となり、いずれの会計も黒字でありました。

水道事業の決算は、収益的収入及び支出で水道事業収益が４億5,917万

6,896円、事業費用が４億2,569万1,177円となりました。また、資本的収入及び支出では、資本的収入が8,756万4,837円で、資本的支出が２億9,434万7,976円となりました。資本的支出に対する資本的収入の不足分は、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しています。

それでは、平成28年度に実施しました主な施策・事業につきまして、総合計画の７つの大綱に沿って実績や成果を申し上げます。

１つ目としまして、安全で人に優しい環境のまちづくり

災害対策費として、南海トラフ地震などの大規模地震による大津波に備えて、海岸部の大淀地区と浜田・八木戸地区に、津波避難タワーを１基ずつ建設しました。また、交通安全対策で、高齢者や子どもたちなど、交通弱者を対象とした交通安全教室の実施、防犯対策で、自治会が設置する防犯灯のＬＥＤ化への経費助成、そして、生活環境では、再生資源集団回収奨励金や、生ごみ処理機等購入補助金による減量化対策等、環境共生型の地域づくりを支援しました。

２つ目としまして、ともに支えあう地域福祉と健康のまちづくりにつきましては、社会福祉で、新設された「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給、高齢者福祉で、地域密着型介護老人福祉施設整備のための補助、児童福祉費で、児童手当などの扶助費のほか、妊娠・出産・育児への子育て支援事業に取り組みました。

国民健康保険は、被保険者の高齢化が進み医療給付費が大幅に増加していることから、国民健康保険税の税率改正を行い、国保財政の健全化を図りました。

また、介護保険では、介護予防事業から新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に取り組みました。

３つ目の地域を支える活力のあるまちづくりでは、農業振興費で、農地の集積化を促進するため、農地中間管理機構への貸出しを推進、県営経営体育成基盤整備事業による農業用水のパイプライン化の促進、また、斎宮調整池

堤防下の「にぎわい広場」の整備の進捗を図りました。

商工振興では、商工会の経営改善普及事業と婚活事業活動に係る補助や事業所設置奨励金の交付を実施、観光振興費では、日本遺産や史跡公園「さいくう平安の杜」などの観光資源を有効活用し、観光客の増加に努めました。

４つ目の人権を尊重する思いやりのあるまちづくりでは、人権センターでの地域福祉の向上や人権啓発、よろず人権相談や人権を守る会と連携した人権講演会の開催等、人権意識の普及高揚を図りました。

５つ目の快適で機能的なまちづくりでは、地域振興で、自主運行バス事業の町民バスの運行について、路線やダイヤの見直しを行いました。

道路整備で、社会資本整備総合交付金事業を活用して、本郷勝見第二線の自歩道等道路整備工事の進捗を図りました。その他、橋梁修繕や舗装修繕ほか狭あい道路整備事業の計画路線の事業進捗に努めました。

また、公共下水道事業では、宮川流域関連公共下水道事業の新茶屋地区の県道の管路施設工事と明星地区の町道の一部の管路施設工事に着手しました。

６つ目の未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり、幼稚園・保育所の段階から英語への親しみを持つことを目的として、外国語指導助手２名体制での推進、小・中学校でのアレルギー対策に、対応可能な献立システムの導入、また、中学校校舎の改築のため、中学校建設基本設計業務の契約相手方を選定するための準備を進めました。

スポーツ振興で、平成33年に開催される第76回三重国体「成年男子ソフトボール競技」の準備等を町体育協会に委託しました。

斎宮跡では、地域交流と観光の拠点として「いつきのみや地域交流センター」と「明和町観光案内所」を建設しました。

７つ目の協働で築くあたたかいまちづくり、地方創生で、加速化交付金や推進交付金を活用して、産学官連携日本酒プロジェクト、ホスピタリティ人材育成プロジェクト事業、ヘルスツーリズム導入による自治体連携健康づくりのまち推進事業等を実施しました。

また、ふるさと寄附金は、全国各地からご協力をいただき、寄附金額３億円を達成しました。

また、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第２項の規定による書類の実質収支に関する調書のとおり、歳出の削減に努めたことにより、すべての会計において、黒字決算することができました。

詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか、７つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計、その他は会計管理者に、水道事業会計は、上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者。

○会計管理者（山口　隆弘）　失礼いたします。

それでは、平成28年度一般会計及び、７つの特別会計の概要について、簡略にご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

はじめに、お手元に提出いたしております、書類の確認をさせていただきます。

１．平成28年度　明和町一般・特別会計歳入歳出決算書

２．平成28年度　歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書

３．財産に関する調書

４．平成28年度　主要施策の成果及び実績報告書

の４冊でございます。

なお、ただいまから説明いたします資料は、「平成28年度　明和町一般・特別会計歳入歳出決算書」及び「平成28年度　歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」の２冊で説明いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、「平成28年度　明和町一般・特別会計歳入歳出決算書」に基づき、各会計別に決算の概要をご説明申し上げます。

まず、明和町一般会計ですが、ページをおめくりいただきまして、ピンクの用紙の次のページから、順次説明をいたします。

それでは、４ページをお願いします。一番下の歳入合計収入済額は、94億3,201万5,706円、２枚おめくりいただいて、８ページの同じく一番下の、歳出合計支出済額は、89億3,522万8,290円でございます。

歳入・歳出差引額は、別冊「平成28年度　歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」の一般会計の99ページをお願いします。

実質収支に関する調書の３．歳入歳出差引額４億9,678万7,416円、この額から翌年度へ繰越すべき財源6,056万7,680円を差し引いた実質収支額は、４億3,621万9,736円でございます。

なお、翌年度へ繰越すべき事業は、総務費の津波対策緊急整備事業のほか７つの事業でございます。

引き続き、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、１ページ、２ページ歳入歳出決算書、歳入の上から順次説明をいたします。

第１款・町税　収入済額25億3,089万6,564円で、予算現額に対し１億5,714万564円の増、収納率は、前年度より3.31ポイント上回って93.45％でした。また、不納欠損額は1,143万2,416円、収入未済額は、１億6,585万5,982円であります。

第２款・地方譲与税、収入済額１億1,617万7,000円、前年度より0.95％の減です。

第３款・利子割交付金、収入済額455万8,000円、前年度より17.65％の減です。

第４款・配当割交付金、収入済額1,117万8,000円、前年度より40.72％の減です。

第５款・株式等譲渡所得割交付金、収入済額655万8,000円、前年度より

61.77%の減です。

第６款・地方消費税交付金、収入済額３億5,280万7,000円、前年度より9.39%の減です。

第７款・ゴルフ場利用税交付金、収入済額579万5,606円、前年度より2.43％の増です。

第８款・自動車取得税交付金、収入済額3,090万9,000円、前年度より10.06％の増です。

第９款・地方特例交付金、収入済額1,811万4,000円、前年度より3.44%の増です。

第10款・地方交付税　収入済額19億1,523万4,000円、前年度より3.62%の減です。

第11款・交通安全対策特別交付金、収入済額313万8,000円、前年度より4.71％の減です。

第12款・分担金及び負担金、収入済額125万6,900円、前年度より77.54％の減です。

第13款・使用料及び手数料、収入済額１億6,046万3,428円、前年度より13.40%の減です。収入未済額498万2,071円は、住宅使用料及び教育・保育施設等使用料です。

第14款・国庫支出金、収入済額12億5,598万2,437円、前年度より30.77％の増です。

第15款・県支出金、収入済額７億4,679万513円、前年度より22.18％の減です。

第16款・財産収入　収入済額1,161万3,549円、前年度より25.14％の減です。

第17款・寄附金、収入済額３億755万423円、前年度より161.28％の増です。

第18款・繰入金、収入済額５億8,082万4,700円、前年度より9.63％の減です。

第19款・繰越金、収入済額５億6,054万8,980円、前年度より59.13％の増です。

第20款・諸収入、収入済額7,591万9,606円、前年度より28.36％の減です。収入未済額442万9,522円は、貸付金元利収入です。

第21款・町債、７億3,570万円、前年度より14.90％の減です。

以上、歳入合計収入済額は94億3,201万5,706円となり、予算現額94億6,066万1,000円に対し、99.70％の収入率となりました。

以上で収入の説明を終わります。

引き続きまして、６ページをお願いします。

歳入歳出決算書、歳出ですが、詳細は「平成28年度主要施策の成果及び実績報告書」等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要について、簡単にご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

第１款・議会費、支出済額8,812万4,026円、執行率は98.41% 不用額は、141万9,974円です。

第２款・総務費、支出済額16億394万1,929円、執行率90.25% また、翌年度繰越額は、5,605万6,000円で、津波対策緊急整備事業などです。不用額は、１億1,717万3,071円です。

支出の主なものは、庁舎等維持管理経費、自主運行バス事業、総合行政システム費、災害対策費、地方創生交付金事業、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費などです。

第３款・民生費、支出済額30億3,297万196円、執行率は97.37％、また、翌年度繰越額は、103万1,000円で、国民年金電算システム改修事業です。不用額は、8,079万2,804円です。

支出の主なものは、福祉医療費助成事業、障害者への支援費、人権センター運営費、国保・介護保険・後期高齢者医療各特別会計への繰出金、保育所運営経費などです。

第４款・衛生費、支出済額５億2,940万6,553円、執行率は98.00%です。

不用額は、1,079万2,447円です。

支出の主なものは、予防接種・健康診査事業、伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合負担金、水道事業会計への繰出金などです。

第５款・労働費、支出済額９万6,832円、執行率は96.83％、不用額は、3,168円です。

第６款・農林水産業費、支出済額３億9,356万9,435円、執行率は90.87％です。また、翌年度繰越額は、2,881万3,680円で、水産物供給基盤機能保全事業及び農業基盤整備促進事業です。不用額は、1,072万5,885円です。

支出の主なものは、水田集積助成事業ほか農業振興費、農業基盤整備事業、下御糸漁港の整備事業です。

第７款・商工費、支出済額4,708万2,223円、執行率は91.97%です。不用額は、411万777円です。支出の主なものは、町商工会、町観光協会への補助金などです。

第８款・土木費、支出済額７億7,503万904円、執行率は99.14%です。不用額は、673万4,096円です。

支出の主なものは、町道本郷勝見第二線等の社会資本整備総合交付金事業、地籍調査事業、公園管理費、農集・公共下水道事業特別会計への繰出金、町営住宅管理運営費などです。

第９款・消防費、支出済額３億4,707万8,382円、執行率は98.80%です。不用額は、420万2,618円です。

支出の主なものは、松阪地区広域消防組合負担金です。

第10款・教育費、支出済額10億8,485万7,328円、執行率は84.93％　また、翌年度繰越額は、１億6,722万円で中学校建設事業、大規模改造空調設置事業です。不用額は、2,528万9,672円です。

支出の主なものは、小・中・幼の教育施設環境整備ほか義務的経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金、ふるさと会館指定管理委託料です。

第11款・公債費、支出済額７億8,363万5,482円、執行率は99.86％、不用

額は、106万7,518円です。支出の償還内容は、元金６億8,670万4,527円、利子9,693万955円です。

第12款・予備費、不用額として1,000万円です。

第13款・諸支出金、支出済額２億4,943万5,000円で、執行率は100.00％です。

支出の主なものは、退職手当基金費ほか12の基金への積立です。

以上、歳出合計の支出済額89億3,522万8,290円で、予算現額94億6,066万1,000円に対して、94.45％の執行率で、前年度と比較して2.73％の増となり、翌年度繰越費については、２億5,312万680円、不用額として２億7,231万2,030円であります。

引き続きまして、各特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、明和町斎宮跡保存事業特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は10億4,940万8,148円です。

続きまして４ページ、歳出合計支出済額は10億1,816万2,254円、執行率は73.93％、また、翌年度繰越額は、３億3,180万円で、歴史的風致維持向上計画推進事業です。不用額は、2,719万1,746円です。

歳入の主なものは、国・県補助金、一般会計からの繰入金。歳出の主なものは、史跡土地買い上げ事業、歴史的風致維持向上計画推進事業及び償還金などであります。

次に、明和町国民健康保険特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は30億9,571万769円です。

続きまして、歳出合計支出済額は、28億8,255万7,395円、執行率は94.91％、不用額は、１億5,473万2,605円です。

歳入の主なものは、国庫支出金、療養給付費交付金、国民健康保険税です。２ページの歳入で、保険税の収入済額は６億1,181万5,267円、収納率は81.69%で前年度より3.28％の増です。

歳出は、保険給付費の各医療給付費、高額医療費、後期高齢者支援費など

が、主なものであります。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は3,292万1,344円です。

続きまして４ページ　歳出合計支出済額は1,583万2,550円、執行率は97.13％、不用額は、46万7,450円です。

２ページの歳入で、貸付金等償還収入の収入済額は、1,763万2,004円、収納率は、6.23％であり、前年度より0.37％の減です。

歳出の主なものは、貸付金事業に対する元金・利子の償還金であります。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は１億8,345万8,731円、続きまして、４ページ歳出合計支出済額１億7,244万9,262円、執行率は96.77％、不用額は、575万738円です。

２ページ歳入のうち分担金及び負担金の収入未済額は、499万4,900円、使用料及び手数料の収入未済額は、70万2,310円です。

歳出の主なものは、施設の維持管理費、償還元金・利子、基金積立金であります。

次に、明和町公共下水道事業特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は６億783万5,936円です。

続きまして、４ページ、歳出合計支出済額は５億8,284万4,402円、執行率は85.45％、また、翌年度繰越額8,405万5,000円で、主なものは、宮川流域関連公共下水道事業の施設建設事業です。不用額は、1,518万4,598円です。

２ページ、歳入のうち、分担金及び負担金の収入未済額は、356万5,000円、使用料及び手数料の収入未済額は、216万1,770円です。歳出の主なものは、施設・管路建設工事費、施設維持管理費及び償還元金・利子であります。

次に、明和町介護保険特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は、23億2,019万7,814円。続きまして、４ページ歳出合計支出済額は、21億8,706万7,120円、執行率は、95.86％です。不用額は、

9,443万2,880円です。

２ページ、歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金で、保険料収入済額は４億7,004万7,187円、収納率は98.65％で、前年度より0.14％の増です。歳出の主なものは、介護サービス給付費であります。

次に、明和町後期高齢者医療特別会計の２ページをお願いします。

歳入合計収入済額は４億6,870万8,361円、続きまして、４ページ、歳出合計支出済額は４億5,960万5,402円、執行率は99.73％です。不用額は、123万4,598円です。

２ページの歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、保険料収入済額は、１億6,001万4,390円、収納率は、99.52％で、前年度より0.76％の増です。

歳出の主なものは、療養給付費負担金などであります。

以上で、平成28年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を、終わらせていただきます。

なお、決算書に合わせて提出いたしました、「主要施策の成果及び実績報告書」「地方自治法施行令第166条第２項の規定による書類」の説明は、省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野　亮）　失礼します。

平成28年度明和町水道事業決算の説明をさせていただきます。

お手元の明和町水道事業決算書については、１ページから11ページまでが決算書です。

続いて、決算付属書類が、12ページから29ページまで、決算参考資料が、30ページから34ページまでとなっております。

この決算書を中心に説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、決算報告書をご覧ください。

単位は「円」で税込でございます。

収益的収入及び支出の収入の部です。

第１款・水道事業収益、２ページ目になりますが、決算額は４億5,917万6,896円でございます。内訳は、第１項・営業収益が、決算額３億6,281万1,270円で、予算額より574万2,270円の増となりました。給水収益の増が主な要因です。

第２項・営業外収益、決算額は9,636万5,626円で、予算額より603万5,626円の増となりました。給水加入金の増が主な要因です。

第３項・特別利益、決算額は０円でございます。

続きまして、支出の部です。

第２款・水道事業費用、決算額は４億2,569万1,177円です。内訳は、第１項・営業費用が、決算額３億6,059万363円で、不用額が930万2,637円となりました。不用額の主なものは、受水費、修繕料、委託料などです。

第２項・営業外費用、決算額は6,499万1,394円で、不用額が53万8,606円となりました。主に一時借入金利息の不用分でございます。

第３項・特別損失、決算額は10万9,420円で、不用額が39万580円、過年度水道料金の減免等に係る欠損分等の残でございます。

第４項・予備費、決算額は０円でございます。

なお、この収益的収入及び支出の詳細につきましては、決算付属書類の18ページ、19ページと22ページ、23ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、３ページ、資本的収入及び支出の収入の部です。

第３款・資本的収入、４ページですが、決算額が8,756万4,837円でございます。内訳は、第２項・他会計補助金、決算額は887万8,000円で、予算額も同額です。

第３項・出資金、決算額は4,394万4,000円で、予算額も同額です。

第４項・工事負担金、決算額が3,474万2,837円で、予算額より96万5,837円の増となりました。水道管移設工事等の負担金の精算による増です。

第５項・雑収入、決算額０円です。

次に支出の部です。

第４款・資本的支出、決算額は２億9,434万7,976円、内訳は、第１項・建設改良費、決算額が１億2,780万6,245円で、不用額が445万1,755円となりました。工事請負費の入札差金等でございます。

第２項・企業債償還金、決算額が１億6,654万1,731円、不用額が269円です。

なお、中段の※ですが、資本的収支の決算額で、支出に対する収入不足分２億678万3,139円は、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金により補填しました。

次に、５ページ、水道事業損益計算書を説明いたします。この計算書は、消費税は含まれておりません。

営業収益は合計が、真ん中の列ですが３億3,601万3,643円、営業費用は、合計が３億5,146万3,767円で、差し引き1,545万124円の営業損失となりました。

３の営業外収益は9,477万9,915円、営業外費用が4,712万8,894円で、差し引きが4,765万1,021円のプラスとなり、営業損失と差し引きいたしまして、3,220万897円の経常利益でございます。

５番、特別利益は０円で、特別損失が10万1,310円、これを経常利益から差し引きしまして、3,209万9,587円が、平成28年度の純利益でございます。

その下の、その他未処分利益剰余金変動額でございますが、減債積立金と建設改良積立金を資本的支出の財源に充当した分が、会計上、未処分利益剰余金に戻る形となっております。

純利益分と合せた当年度未処分利益剰余金は、１億4,603万5,236円ということで、これが本日、処分案を議決いただいたところでございます。

次に、６ページ、水道事業会計貸借対照表を説明いたします。

資産の部、固定資産、有形固定資産が、３列目になりますが、56億1,956万2,664円でございます。この明細は、決算付属書類、24ページ、25ページに記載してございますので、後ほどご覧ください。

流動資産合計は、４列目、６億6,776万7,487円でございます。

固定資産と流動資産の合計が資産合計で、62億8,733万151円となります。

次に、負債の部でございます。固定負債の合計が17億4,853万8,894円、内訳は企業債でございます。

流動負債の合計が２億4,275万6,152円でございまして、この中の（５）の企業債は、翌年度元金償還金分を固定負債から分離して、流動負債として計上しているものでございます。

負債の部の合計としましては、一番下になりますが、32億3,573万8,518円でございます。

次に、資本の部、７ページをご覧ください。

資本金合計が、18億7,942万4,055円、内訳は自己資本金です。

剰余金合計が、11億7,216万7,579円でございまして、この内訳は、資本剰余金と利益剰余金です。

資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計が、下から２段目ですが、30億5,159万1,633円で、資本合計と、６ページの負債合計を合わせた額が、62億8,733万151円となり、資産合計と一致いたします。

次に、８ページ、キャッシュフロー計算書でございます。この計算書は、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するためのもので、一番下の資金期末残高５億4,201万3,374円は、貸借対照表の流動資産内、現金預金の金額と同額になります。

次に、９ページ、剰余金計算書の説明をさせていただきます。

表の上段２列目、前年度処分額、10ページのほうになりますが、昨年の９月議会で議決いただいた、未処分利益剰余金3,489万7,306円を、減債積立金

に積立いたしました。

表下段になりますが、減債積立金、建設改良積立金を、年度末にそれぞれ起債償還、建設改良事業に充当しましたので、年度末残高は、ともに0円となりました。この分が再度未処分利益剰余金に計上され、当年度純利益3,209万9,587円と合わせて、１億4,603万5,236円が、未処分利益剰余金残高となっております。

その他残高の額につきましては、貸借対照表の額と一致しておる格好となっております。

続きまして、11ページ、剰余金処分計算書です。

これにつきましては、本日、議決していただきましたので、この処分案に基づいて会計処理を行います。

以上が決算書でございます。

次に、決算付属書類の説明を簡潔にさせていただきます。

12ページの事業報告書をご覧ください。

平成28年度の主な工事は、公共下水道事業・町道改良事業等に伴う水道管移設工事、配水管布設工事、量水器取替工事等でございまして、13ページのほうに詳細を載せてございますので、よろしくお願いします。

続きまして、14ページにつきましては、業務量として、給水戸数と給水人口、給水契約の内訳、また消火栓の設置状況等について、２年分の状況を記載してございます。

15ページにつきましても、配水状況、水源地の電気使用量等、２カ年の記録を載せております。

次に、16ページ、17ページは、指定給水装置工事事業者の一覧です。平成29年３月31日現在で、164業者が登録されております。

18ページ、19ページは、報告事項の明細になりますので、省略します。

次に、20ページ、21ページ、こちら重要契約の要旨につきましては、工事請負契約の中で、特に金額が高額なものを計上しております。

それから、企業債及び一時借入金の概況ですが、こちらのほうは借入はなく償還高を差し引いた年度末残高が、19億401万3,163円となっておりまして、これがちょっと飛びますが、26ページから29ページに、企業債明細書を付けております。こちら29ページの下段、未償還残額の金額と一致をしております。

戻っていただきまして、22ページ、23ページは、収益的費用の明細でございます。

それから、24ページ、25ページは、固定資産明細書でございます。

以上が、決算付属書類です。

続いて、決算参考資料でございますが、30ページに、未収金内訳と年度別水道料金未収一覧、31から32ページに固定資産一覧表、33ページに補填財源残高調書、それから最後、34ページに過去３カ年度の事業概要推移表を添付してございます。

以上で、平成28年度の明和町水道事業決算に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　　これで、決算の概要説明を終わります。

◎監査委員の補足説明

○議長（辻井　成人）　　続きまして、西村監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

西村代表監査委員、登壇願います。

○監査委員（西村　和久）　議長より指名をいただきましたので、平成28年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま、上程されました平成28年度の一般会計、特別会計及び水道事業

会計についての審査意見書は、議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

去る７月12日から8日間の日程で、 樋口監査委員とともに、 平成28年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算と、各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、関係課長より決算概要や主な事業の成果についての説明を受けた後、係長及び職員からの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果は計数的に誤りなく処理されていることを認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

審査の中で、 特に今後の行政運営に活かしていただきたい、また、留意すべきだと思う事項について、補足をさせていただきます。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からも指摘がなされております、町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況については、混迷する社会状況を考えると一層厳しくなっていますが、 担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金解消を遂行し、その努力の結果が見受けられました。今後も継続して、より一層の未収金の解消を願うものであります。

しかし、 町税の収納状況は過年度滞納分を含めると収納率93.02％で、昨年度に対して3.55％の増となったものの、依然、自主財源の確保が課題となっております。引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から納税納付に対する理解を求め、さらなる努力をお願いしたところでございます。

次に、歳出について、会計規則及び会計法令に準拠し、支出されておりました。事務的な細かな指摘事項は、各課長等をはじめ全職員に周知していただくよう申し入れましたが、特に予算計上の趣旨を十分に理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な財政運営にあたられるよう強く要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、適切な財政運営に努められております。

しかしながら、、平成28年度は、実質単年度収支は赤字で、経常収支比率が87.4%でありました。いわゆる弾力性を失いつつある状況で、これは財政硬直化の姿を物語っており、今後の財政運営により一層の努力をお願いするものであります。

また、町債の累積額は特別会計を含めますと、141億5,500万円となることから、後世への影響が危惧されるところであり、事業の必要性等を十分に勘案し、その抑制に努めるようにも要請をいたしました。

なお、基金残高が減少しており、将来的な公共施設の建て替え等を考慮し、取崩しについては、慎重に対応されるよう要請をいたしました。

人事管理につきましては、効率的な組織運営を行うよう工夫し、健康管理及びワークライフバランスの推進に向け、時間外勤務の抑制及び年次有給休暇の積極的な取得に努めるとともに、増大する業務に対応するため、必要に応じた職員の増員や、嘱託職員の採用など、適正な人員配置を進めるよう提言を行いました。

地方自治体は、人口急減、超高齢化への対応に加え、大規模地震等の災害に万全の対策を講じ、地域住民が安全に、安心して暮らすことができる、地域社会を創造し、かつ持続していかなければなりません。

明和町では、平成27年９月定例会において、義務教育施設及び庁舎建設に向けて、公共施設等建設特別委員会が設置されました。今後、老朽化が進む公共施設等の維持管理及び改築にかかる費用の増大が懸念される中、財政運営に求められることは、行財政改革の趣旨に基づき、各事業を含めた施策の見直しと改善、また新規財源の確保、事務の簡素効率化、経費削減のための内部努力と職員の意識改革であると考えます。

第５次総合計画の基本理念である、「人と地域の活力の創造」をめざし、地域の活性化を高める絆を育みながら、住民等と行政の協働による本町の特徴を活かした独創的な活力あるまちづくりができるよう、健全財政の堅持に

なお一層の取り組みを望むところであります。

これからも、すべての町民が、この町に夢と希望を持ち続け、幸せを実感できるような「歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな“和のまち明和”」をめざされることを要望し、補足説明とさせていただきます。

◎認定第１号の質疑

○議長（辻井　成人）　補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、特別委員会を設置のうえ、特別委員会に付託をし、詳細な審査をお願いする予定をしておりますので、各会計とも歳入歳出全般を対象に質疑をお願いします。

まず、認定第１号　平成28年度明和町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第１号の質疑を終わります。

◎認定第２号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第２号　平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

〇議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第２号の質疑を終わります。

◎認定第３号の質疑

〇議長（辻井　成人）　続きまして、認定第３号　平成28年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

〇議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第３号の質疑を終わります。

◎認定第４号の質疑

〇議長（辻井　成人）　続きまして、認定第４号　平成28年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

〇議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第４号の質疑を終わります。

◎認定第５号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第５号　平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第５号の質疑を終わります。

◎認定第６号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第６号　平成28年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第６号の質疑を終わります。

◎認定第７号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第７号　平成28年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第７号の質疑を終わります。

◎認定第８号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第８号　平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第８号の質疑を終わります。

◎認定第９号の質疑

○議長（辻井　成人）　続きまして、認定第９号　平成28年度明和町水道事業決算認定の質疑を行います。

質疑は収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで認定第９号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

◎決算認定の常任委員会付託

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

一括上程した各議案については、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議いただきましたように、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、本件につきましては、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。

○議長（辻井　成人）　委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

（午前　11時　25分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　11時　27分）

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第４項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま決定しました、決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして、総務産業常任委員会の正副委員長を選任することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員長に松本忍議員、副委員長に江京子議員を選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は９月13日、14日、19日の、それぞれ９時から開催をいたします。

◎議案第50号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第30　議案第50号　平成29年度 防-７ 津波対策緊急整備事業　大堀川新田津波避難タワー新築工事 請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま上程されました、議案第50号　平成29年度

防-７　津波対策緊急整備事業　大堀川新田津波避難タワー新築工事 請負契約について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る９月８日に執行いたしました一般競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口　和良）　失礼します。

それでは、詳細説明を申し上げます。

追加議案書の２ページをご覧ください。

契約の目的は、平成29年度 防-７　津波対策緊急整備事業　大堀川新田津波避難タワー新築工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約金額は１億7,003万5,200円で、うち消費税が1,259万5,200円でございます。

契約の相手方は、三重県多気郡明和町大字金剛坂1356番地　池田建設株式会社　代表取締役　池田幸弘でございます。

それでは、定例会資料、追加分の１－３－１で、ご説明申し上げます。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札日時は、平成29年９月８日、午後２時でございます。

入札結果は、下記のとおり３社から申込みがあり、一般競争入札を行いました結果、池田建設株式会社が１億5,744万円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて１億7,003万5,200円でございます。設計金額でございますが、消費税を含むが１億9,967万400円、消費税抜きが１億8,488万円でございます。

予定価格は、消費税含むが１億9,958万4,000円、消費税抜きが１億8,480万円でございます。

最低制限価格は、消費税含むが１億6,964万6,400円、消費税抜きが１億5,700万円でございます。

落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、平成30年３月31日限り、工事場所は、明和町大字大淀地内でございます。

工事の概要につきましては、防災企画課長からご説明をいたします。

〇議長（辻井　成人）　続いて、防災企画課長。

〇防災企画課長（中谷　英樹）　失礼します。

追加資料２－１－４をご覧ください。

これは大堀川新田津波避難タワーの配置図となります。

建築面積は569.61㎡、床面積は490.80㎡で、主に県道から避難する計画でございます

２－１－５につきましては、タワーの避難階となる２階の平面図となります。フロアーの中央に、備蓄倉庫を設け、トイレ処理剤やサバイバルシートといった物資を備蓄する計画としておりまして、備蓄倉庫の両サイドにトイレスペースを設け、また停電時を想定しての太陽光発電による照明を採用しております。

緊急脱出用の避難器具も合わせて設置しております。

２－１－６をご覧いただきたいと思います。

タワーの立面図でございます。２箇所の階段を設置し、実際の階高は、国の基準によりまして、10.5ｍの高さとなります。

工期が長期となりますので、安全に十分配慮し、施工いたしたいと考えて

おりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井　成人）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで議案第50号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第50号　平成29年度 防-７ 津波対策緊急整備事業　大堀川新田津波避難タワー新築工事 請負契約を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程～採決

○議長（辻井　成人）　日程第31　議案第51号　平成29年度 防-８ 津波対策緊急整備事業　北藤原・川尻津波避難タワー新築工事 請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただいま上程されました、議案第51号　平成29年度

防−８　津波対策緊急整備事業　北藤原・川尻津波避難タワー新築工事　請負契約について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る９月８日に執行いたしました一般競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口　和良）　それでは、詳細説明を申し上げます。

追加議案書の４ページをご覧ください。

契約の目的は、平成29年度 防−８　津波対策緊急整備事業　北藤原・川尻津波避難タワー新築工事でございます。

契約の方法は、一般入札でございます。

契約金額は１億4,904万円で、うち消費税が1,104万円でございます。

契約の相手方は、三重県多気郡明和町大字行部597番地５　株式会社土屋建設　代表取締役　土屋忠でございます。

それでは、資料の追加分の１−３−３をご覧ください。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札日時は、平成29年９月８日、午後２時20分でございます。

入札結果は、下記のとおり、３社から申込みがありましたが、先の入札結果で、１社が辞退をしたため、残る２社で一般競争入札を行いました。

第１回目の入札は、１社が最低制限価格を下回り失格となり、またもう１社は予定価格を上回る結果となりました。よって、１社による、第２回目の入札を行った結果、株式会社土屋建設が１億3,800万円で落札をいたしまし

た。

次ページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて１億4,904万円でございます。設計金額は、消費税を含むが１億4,910万4,800円、消費税抜きが１億3,806万円でございます。

予定価格は、消費税含むが１億4,904万円、消費税抜きが１億3,800万円でございます。

最低制限価格は、消費税含むが１億2,668万4,000円、消費税抜きが１億1,730万円でございます。

落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、平成30年３月31日限り、工事場所は、明和町大字北藤原地内でございます。

工事の概要につきましては、防災企画課長からご説明をいたします。

○議長（辻井　成人）　続いて、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷　英樹）　追加資料２－１－１をご覧ください。

これは北藤原・川尻津波避難タワーの配置図となります。

建築面積は407.23㎡、床面積は350.03㎡で、町道２方向から避難できる計画でございます

２－１－２につきましては、タワーの避難階となる２階の平面図となります。フロアーの北側に、備蓄倉庫を設け、トイレ処理剤やサバイバルシートといった物資を備蓄する計画としており、中央と南側に、２箇所の簡易トイレスペース、停電時を想定しての太陽光発電による照明を採用いたしまして、緊急脱出用の避難器具等も設置しております。

２－１－３は、タワーの立面図でございます。実際の階高は、国の基準によりまして、７ｍの高さとなります。

工期が長期となりますので、安全に十分配慮し、施工いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井　成人）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　質疑される方がないようですので、これで議案第51号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井　成人）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第51号　平成29年度 防－８ 津波対策緊急整備事業　北藤原・川尻津波避難タワー新築工事 請負契約を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

○議長（辻井　成人）　起立全員です。

従って、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議長を副議長と交代いたします。

○議長（辻井　成人）　交代する間、暫時休憩いたします。

（午前　11時　40分）

○副議長（乾　健郎）　それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代いたしました。よろしくお願いいたします。

（午前　11時　41分）

◎議案第51号の上程～採決

○副議長（乾　健郎）　日程第32　議案第52号　平成29年度　管工－５　宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区　請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井　幸充）　ただだいま上程されました、議案第52号　平成29年度　管工－５　宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区　請負契約について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る９月８日に執行いたしました一般競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾　健郎）　提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口　和良）　それでは、詳細説明を申し上げます。

追加議案書の６ページをご覧ください。

契約の目的は、平成29年度　管工－５　宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区でございます。

契約の方法は、一般競争でございます。

契約金額は7,452万円で、うち消費税が552万円でございます。

契約の相手方は、三重県多気郡明和町大字馬之上153番地１　有限会社辻井組　代表取締役　辻井明美でございます。

それでは、定例会資料、追加分の１－３－５をご覧ください。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札日時は、平成29年９月８日、午後２時40分でございます。

入札結果は、下記のとおりでございます。４社から申込みがあり、一般競争入札を行いました結果、有限会社辻井組が6,900円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて7,452万円でございます。設計金額は消費税を含むが7,924万9,320円、消費税抜きが7,337万9,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが7,528万6,800円、消費税抜きが6,971万円でございます。

最低制限価格は、消費税含むが6,399万3,240円、消費税抜きが5,925万3,000円でございます。

落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、平成30年２月26日限り、工事場所は、明和町大字明星新茶屋でございます。

工事の概要につきましては、上下水道課長からご説明をいたします。

○副議長（乾　健郎）　続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野　亮）　失礼します。

平成29年度　管工－５　宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区の工事概要について、説明させていただきます。

追加資料の10－２－１をご覧ください。

図面の中央部、宮川流域下水道明和５号接続点ＭＥ－５と表示していますのが、現在、仮設道路となっております明星郵便局とガソリンスタンドの間のところでございます。

本工事は、明星自治会、新茶屋自治会から流れる汚水を、三重県が設置します、この宮川流域下水道５号接続点へ接続する路線の管路施設工事となります。

本工区は明星側につきましては、図面の左のほうです。10工区の下流側に位置し、10工区で設置しましたマンホールM75－３－６から下流側の工事となります。開削工法よる管路布設工事が171.27ｍ、その後の88.92ｍが推進工事でございます。

明星方面から県道までのこの整備区間には、県営ほ場整備事業で建設しました、幹線排水路のボックスカルバートが横断しておりまして、この幹線排水路下を横断するための掘削深が、約3.3m以上必要となることから、その整備区間について、推進工事を採用いたしました。

その他の3.3m未満の路線につきましては、開削工法を採用しております。新茶屋側は、11工区の下流の管路施設工事となります。県道に埋設の11工区の完成箇所から県道交差点までの区間47.88ｍと、その北側になりますが、町道部分47.23ｍが開削工法による工事となります。

なお、本工区の最下流側のM209－１－１に、今回、設置を行う立坑につきましては、来年度に宮川流域下水道５号接続点への接続工事を行う際に、到達立坑として利用する予定でございます。

以上でございます。

○副議長（乾　健郎）　詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○副議長（乾　健郎）　質疑される方がないようですので、これで議案第52号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

○副議長（乾　健郎）　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第52号　平成29年度 管工－５ 宮川流域関連公共下水道事業　管路施設工事　16工区　請負契約を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（　起　立　全　員　）

○副議長（乾　健郎）　起立全員です。

従って、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（乾　健郎）　議長を交代します。交代する間、暫時休憩いたします。

（午前　11時　48分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　11時　49分）

◎散会の宣告

○議長（辻井　成人）　これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前　11時　50分）